

議員提出議案第 1 号

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書について

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書を次のとおり提出する。

令和 7 年 1 月 9 日提出

提出者	西条市議会議員	一	色	輝	雄
〃	〃	藤	田	節	雄
〃	〃	高	橋	章	哲
賛成者	〃	越	智	由美子	
〃	〃	市	川	みどり	
〃	〃	森	川	亜	紀
〃	〃	高	橋	淑	子
〃	〃	城	戸		力
〃	〃	塩	崎	雄	大
〃	〃	佐々木			充
〃	〃	三	好	和	彦
〃	〃	真	鍋	顕	伸
〃	〃	御	莊	秀	樹
〃	〃	今	井	廣	一
〃	〃	井	上	浩	二
〃	〃	高	橋		保
〃	〃	藤	井	武	彦
〃	〃	川	又	由美恵	
〃	〃	佐	伯	利	彦
〃	〃	坪	井		剛
〃	〃	伊	藤	新	平
〃	〃	西	坂		壽
〃	〃	越	智	俊	幸
〃	〃	行	元		博
〃	〃	楠			學
〃	〃	武	田		功
〃	〃	伊	藤	孝	司

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書

1979年、第34回国連総会において、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（以下「条約」という。）が採択されており、現在、日本を含む189か国が条約締約国となっている。

1999年には、第54回国連総会において、この条約の実効性を高めるために個人通報制度と調査制度を認めた条約の選択議定書が採択され、2000年に発効している。現在、条約締約国189か国のうち115か国が選択議定書を批准しているが、日本はまだこれを批准していない。

選択議定書の個人通報制度とは、条約で保障された女性の権利を侵害され、国内の救済手続きを尽くした後、個人又は集団が国連の女性差別撤廃委員会に直接通報し、この通報を委員会が審議して見解を出すもので、この見解は法的な拘束力を持つものではないが国際的にも国内的にもその影響は小さくない。そのため、選択議定書の批准により、国際的な人権基準に基づいて、女性の人権侵害の救済と人権保障の強化ができる。

これに対して、政府は「個人通報制度の受入れに当たっては、我が国の司法制度や立法政策との関連での問題の有無及び個人通報制度を受け入れる場合の実施体制等の検討課題があると認識している」としつつも、第5次男女共同参画基本計画において「選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」としている。

2024年6月、世界経済フォーラムが発表した世界各国の男女平等の度合いを示す「ジェンダー・ギャップ指数2024」において、日本は146か国中118位と低い状況である。また、同年10月、国連の女性差別撤廃委員会は、日本政府に対して、選択議定書の批准を重ねて勧告している。

このような中、男女平等社会の実現に向けた更なる取組が急務となっており、選択議定書の批准は、こうした現状を変える大きな一歩になる。

よって、国においては、我が国の司法制度や立法政策との関連課題が早急に解決されるよう環境整備を進め、条約の実効性を高めるために選択議定書を速やかに批准することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年1月9日

愛媛県西条市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

法務大臣

外務大臣

内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

提案理由
口頭説明